

| | |
|------|---------|
| 整理番号 | 教委-法不-2 |
|------|---------|

不利益処分個別票

| | |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名 （電話番号） | 教育委員会事務局 総務部 文化財保護課 (06-6208-9169) |
| 処分課（担当）名 | 同上 |
| 処分の名称 | 博物館の登録の取消し |
| 概要 | 教育委員会は、登録に係る博物館の設置者が次のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができます。 |
| 根拠法令等 及び条項 | 博物館法(昭和26年12月1日 法律第285号。最終改正は令和4年4月15日 法律第24号) 第19条第1項 |
| 処分基準 | 1 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき 2 法第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき 3 法第16条の規定に違反したとき 4 法第17条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき 5 法第18条第2項の規定による命令に違反したとき |
| ホームページ | |
| 備考 | |